

保育施設での風水害等の災害時における臨時休園の基準

本基準の基本的な考え方として、子どもの安全確保を第一とするとともに、風水害など予期可能な災害時の子どもの安全確保のため、市として方針を定めるものです。

本市としましては、以下のとおり判断基準を策定し、公立・私立を問わず、自治体防災情報等の発令により臨時休園の措置を決定します。また災害前日の状況に応じた保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れも行っていきます。

①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	<ul style="list-style-type: none">・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「緊急安全確保」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。・JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 <p>※市は15時までを目安に休園の判断を行う。休園を決定したら、保育課は速やかに一斉メール及び電話連絡により認可保育施設に周知する。認可保育所施設は休園の連絡を受けたら、速やかに一斉メール及び電話連絡により保護者に連絡する。</p> <p>※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。</p>
防災情報発令時の対応 (災害当日)	<ul style="list-style-type: none">・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「緊急安全確保」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。・警戒レベル3相当の自治体防災情報「高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 <p>※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施</p>

	<p>設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。</p> <p>※市は 15 時までを目安に休園の判断を行う。休園を決定したら、保育課は速やかに一斉メール及び電話連絡により認可保育施設に周知する。認可保育所施設は休園の連絡を受けたら、速やかに一斉メール及び電話連絡により保護者に連絡し、休園・降園措置を取るものとする。</p>
--	--

◇自治体防災情報発令時の対応について

警戒レベル	避難情報等	区分
警戒レベル5相当	緊急安全確保	市は、全ての認可保育施設に休園の措置をとる。
警戒レベル4相当	避難指示	

警戒レベル	避難情報等	区分
警戒レベル3相当	高齢者等避難	各認可保育施設は、気象情報、被災状況、園の立地場所、周辺の道路状況等、個別事情により、園児にとって一番安全な方法を考慮し、運営が困難と判断した場合は、市に連絡をしたうえで、休園・降園の措置をとる。

※令和3年5月20日から新たな避難情報等になりました。

◇自治体防災情報発令時以外の対応について

- ・市は、災害前日にJR東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。
- ・浸水想定区域に指定されている保育施設（大谷、小敷谷、ころぼっくる第二、泉の森、つつじが丘）は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

②保育の代替措置

災害発生状況下において社会的要請が強い「防災関係者（消防、自衛隊、災害業務に携わる公務員）」や「医療従事者（災害時拠点病院等に勤務している医師・看護師他）」、「警察官」、24時間体制の高齢者、障害者など特に支援が必要な「社会福祉施設」に勤務される方においては、保育の提供を確保する必要性が高い。

このような利用者限定して、安全に保育を実施することが可能な保育施設で子どもを集めて保育を行う。但し、災害の状況や提供体制、出勤の際の職員の安全、受付対応等について留意したうえで、実施する必要があるため、保育の代替措置の実施判断や申込受付は、前日に行う。

項目	内容
代替保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。 ・実施にあたっては代替施設において児童・保護者・職員の安全を確保できるか保育課が判断する。具体的には代替施設の損傷、断水・停電等により代替施設での保育実施が困難である場合は代替保育を実施しない。
保育の代替施設	<p>上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名） ※各施設に保育所長 2 名、主任保育士 2 名ずつ配置し、分担して代替保育を実施する。</p>
代替保育の申込受付	<ul style="list-style-type: none"> ・災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。（前日の 17 時から 18 時までに直接電話にて受付） ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。（先着順） ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療従事者（災害時拠点病院等に勤務している医師・看護師他）」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に市保育課に登録している子ども
対象年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。